

公 告

栄町一般競争入札第4号

工事の一般競争入札（事前審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（事前審査型）を次のとおり実施する。

なお、この入札は、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和7年7月18日

栄町長 橋 本 浩



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 栄町立各小学校屋内運動場空調設備設置等工事
- (2) 工事を施工する場所 栄町立安食小学校（千葉県印旛郡栄町安食305）
栄町立布鎌小学校（千葉県印旛郡栄町請方157-1）
栄町立安食台小学校（千葉県印旛郡栄町安食台4-34-1）
栄町立竜角寺台小学校（千葉県印旛郡栄町竜角寺台6-26-1）
- (3) 工 事 期 限 栄町議会の議決を得た日の翌日から令和8年3月25日まで
- (4) 工 事 の 概 要
 - ① 目 的 屋内運動場に空調設備を設置する工事等を実施するもの。
 - ② 施 設 概 要
 - ・ 栄町立安食小学校 屋内運動場
階 数 地上2階建て
延床面積 1,665.13㎡
竣工年月 平成15年3月
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
 - ・ 栄町立布鎌小学校 屋内運動場
階 数 地上1階建て
延床面積 680.36㎡
竣工年月 平成21年10月
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
 - ・ 栄町立安食台小学校 屋内運動場
階 数 地上2階建て
延床面積 1,656.38㎡
竣工年月 昭和59年2月
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
 - ・ 栄町立竜角寺台小学校 屋内運動場
階 数 地上2階建て
延床面積 1,627.67㎡
竣工年月 平成2年3月
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

③工 法 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式

- (5) 主 要 資 材 電源自立型ガスヒートポンプ、バルク貯槽など
- (6) 予 定 価 格 事後公表
- (7) 最 低 制 限 価 格 有
- (8) 入 札 方 法 本入札は、電子入札システムを使用して行う一般競争入札である。
- (9) そ の 他 本入札の参加者又は入札した者が1人の場合にも入札の執行は継続する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、令和6・7年度入札参加資格者名簿（建設工事一管工事又は電気工事）に登録されている者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は栄町財務規則（平成9年栄町規則第4号）第121条第1項の規定による制限を受ける者でないこと。
- (2) この公告の日から当該工事の入札期日までの間、栄町建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者
 - ② 本件工事の入札の期日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (4) 栄町建設工事等暴力団対策要綱第2条第1項及び第2項の措置を受けていない者であること。
- (5) 栄町暴力団排除条例（平成23年栄町条例第16号）第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者と認められていない者であること。
- (6) 千葉県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を得た本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 管工事又は電気工事について、建設業法に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 管工事又は電気工事に係る経営事項審査の総合評点が900点以上であること。
- (9) 建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
- (10) 過去10年間（平成27年6月から令和7年6月まで）に官公庁が発注した1億円程度又は1億円以上の公共施設の空調設備設置工事（EHP方式又はGHP方式）を元請として施工した実績を有すること。

3 入札参加申請及び資格確認等

本件工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和7年7月18日(金) 午前 9時00分から
令和7年8月 1日(金) 午後 5時00分まで
- (2) 申請方法 電子入札システムにより、「参加資格確認申請書」及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を添え、申請すること。
- (3) 参加資格の有無
参加資格については、電子入札システムにより「競争参加資格確認通知書」を令和7年8月7日(木)までに通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して3日以内に、企画財政課に説明を求める旨の書面を持参して行わなければならない。
- (5) 理由の説明については、説明を求められた日から3日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に書面により行う。
- (6) その他
 - ①資格確認資料の作成に係る説明会及び現場説明会は実施しない。
 - ②資格確認資料に係るヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
 - ③提出された資格確認資料は返還しない。なお、法令又は条例に基づく場合、申請者の同意のある場合等を除き、入札参加資格の確認以外の目的のために利用し、又は提供しない。

4 契約条項等の閲覧及び質疑について

次のとおり、本件工事に係る契約書(案)、設計図面及び仕様書並びに電子入札約款(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供する。

- (1) 設計図書等の閲覧は、令和7年7月18日(金)から令和7年8月1日(金)までに電子入札システムP P I又は栄町教育委員会教育課で行うこと。ただし、栄町教育委員会教育課における閲覧は、事前に連絡をしたうえで、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時00分から午後5時00分までの間に行う。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、栄町教育委員会教育課に書面(ファクシミリ又は電子メール)により令和7年8月1日(金)午後12時00分までに提出すること。なお、質問に対する回答は、令和7年8月7日(木)までに栄町ホームページにより行う。

提出先：栄町教育委員会教育課 電話：0476-33-7716 FAX：0476-95-4274

E-mail：kyouiku@town.sakae.chiba.jp

5 入札執行

- (1) 入札受付期間 令和7年8月18日(月)午前9時00分から令和7年8月19日(火)午前10時00分までに電子入札システムより提出すること。

(2) 入札保証金

①入札に参加しようとする者は、栄町財務規則第127条第1項の規定により、入札金の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を、現金又は栄町財務規則第127条の2の規定による担保の提供をもって納めなければならない。

②次のいずれかに該当する者は、入札保証金を納める必要はない。

ア 過去2年間に、栄町と、本件工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事の請負契約を2回以上にわたって締結し、これを誠実に履行した実績を有する者

イ 過去2年間に、国（公社、公団、独立行政法人等を含む。）又は他の地方公共団体と、本件工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事の請負契約を2回以上にわたって締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であって、資格確認資料に当該請負契約書の写しを添付した者

ウ ア及びイ以外の者であって、保険会社との間に栄町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

③落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

④落札者以外の入札者の入札保証金は、落札者決定後、直ちに還付する。なお、この場合は利子を付さない。

(3) 開札日時

令和7年8月20日（水）午前10時00分に電子入札システムにより行う。

(4) 第1回目の入札で最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、再入札に参加することはできない。

6 工事費内訳書の提示

(1) 第1回目の入札に際し、工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は栄町発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領第2条の規定によるものとする。

7 入札の無効

次に該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した者が入札した場合。なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、その確認後指名停止を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加することができない。

(2) 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合や設計図書等のコピー等を授受した場合

(3) その他、必要な資料の入手方法について、疑義が生じた場合

8 落札価格及び落札者の決定

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。ただし、本件工事については最低制限価格を設けているので、当該価格を下回った入

- 札については、最低の価格により入札した者であっても落札者とならない。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を定める。

9 契約の締結

- (1) 落札者決定後、その決定を受けた日から5日以内に仮契約を締結しなければならない。なお、当該仮契約は、栄町議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。
- (2) 落札者は、下請業者を使用し工事を施工する場合には、栄町内に本店がある業者を優先して下請負をさせるように努めること。
- (3) 支出区分については、前金払いあり(契約金額の10分の4以内)、部分払いあり、竣工払いとする。
- (4) 契約書に談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を添付するものとする。

10 契約保証金

契約者は栄町財務規則第143条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (1) 金融機関等の保証書
- (2) 公共工事履行保証証券
- (3) 履行保証保険証券

11 問い合わせ先

入札に関すること

栄町企画財政課財政班 電話：0476-33-7773 FAX：0476-95-4274
E-mail：zaisei@town.sakae.chiba.jp

工事に関すること

栄町教育委員会
教育課総務班 電話：0476-33-7716 FAX：0476-95-4274
E-mail：kyouiku@town.sakae.chiba.jp